

本県の労働行政につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年から世界各国で感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症は、国内においても、いまだ収束が見通せない状況にあり、生活や経済活動に甚大な影響を及ぼしております。本県でも、4月以降、日々最多の新規感染者数が確認されるなど、急速なペースで感染拡大しており、先行きは不透明と言わざるを得ない状況が続いております。

皆様方には引き続き、強い危機意識を持ち、決して気を緩めることなく、自分自身と大切な方のため、感染防止に取り組んでいただくよう、改めてお願いいたします。

このような中、労働行政におきましては、市、県及び国をはじめ、関係機関と連絡を密にし、雇用維持の努力を一層強力に支援するなどの雇用対策に取り組んでまいります。何より実際に雇用の場を提供していただく企業の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。

貴台におかれましては、このような趣旨を御理解いただき、下記事項について、傘下企業の皆様にこの趣旨を周知していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

1 「新規高等学校卒業者に係る求人確保」について

今春の新規高等学校卒業者につきましては、早期の求人提出により、お陰様をもちまして、3月末現在の県中管内高校生の就職内定率は99.5%（福島県調べ）となりました。また、県中管内における県内留保率は85.8%と県内地区別で高い割合となっておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

このような中、6月1日から来春高等学校卒業者への求人受付が開始されます。企業におかれましては、厳しい経営状況であると存じますが、企業の将来を担う有為な人材を確保し、地域の産業と雇用を守ることがこの難局を乗り越えるために極めて重要なことであり、第二の就職氷河期世代を作らないためにも中長期的な観点からの採用活動の継続をお願いしたいと考えております。

また、早期に求人提出をいただくことは、不安定な雇用情勢の中で就職を希望する生徒の安心につながるのと同時に、9月5日からの応募書類提出に向けて十分な検討を行うことができるため、早期離職の防止にも資するものと思われれます。

地域の産業を支える若者が、それぞれの夢の実現に向け、社会への第一歩を力強く踏み出していくことができるよう、求人の拡大及び早期提出につきまして、御配慮をお願いいたします。

2 「高年齢者の就業機会の確保」について

本年4月より、改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの「高年齢者就業確保措置」が企業の努力義務となりました。

今回の改正は、少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的としております。この改正法を尊重し、企業の皆様におかれましては、個々の労働者の多様な特性やニーズを認めつつ、その能力を十分に発揮できるよう、高年齢者の就業機会の確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。

3 「新しい生活様式」について

昨年より続く新型コロナウイルスとの闘いは長期戦となり、過去最多のペースで感染が拡大しております。今後も、企業の皆様におかれましては、時差出勤や自転車利用など、通勤時における人との接触を低減する取組を進めるとともに、在宅勤務やテレワーク、出張に代わるウェブ会議の導入・活用など、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただき「働き方の新しいスタイル」をより一層推進していただきますようお願いいたします。

また、お一人お一人の行動が感染予防対策につながるとともに、自分自身と大切な方の命を守るという新しい生活様式の趣旨や必要性について、労働者に周知を図っていただくようお願いいたします。

4 「子育てにやさしい職場づくり」について

事業所内保育施設の設置や、保育所の保育時間及び放課後児童クラブの開所時間に十分に配慮した勤務時間の選択制（育児フレックスタイム）など子育てしやすい就労環境づくりや、男性の家事・育児参画の推進、配偶者出産時の有給休暇の確保や育児休業取得の徹底、育児で離職していた女性の再雇用、多子世帯の従業員への財政的支援のほか、マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの排除など、子育てにやさしい職場づくりの一層の推進をお願いいたします。

また、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、保育施設等の臨時休業や登園自粛を呼びかけることが考えられますので、子育て中の労働者が自宅で保育等しやすくなるよう、テレワークの導入や特別休暇等について御検討くださいようお願いいたします。